

低 令和6年度 所得世帯支援給付金のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、①**令和6年度住民税非課税世帯**を対象に1世帯あたり3万円の給付金を支給します。また、②給付金対象世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯に児童1人あたり2万円を支給します。

▶対象世帯

- ① 基準日(令和6年12月13日)時点において、宇美町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税者で構成された世帯
- ② ①のうち18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯

▶対象外となる世帯

令和6年度住民税均等割課税者の扶養親族のみで構成された世帯

※対象世帯には、町から郵送でご案内します(3月上旬頃から順次発送予定)。

▶申請期限

6月30日(月)(消印有効)

▶コールセンターおよび相談窓口

2月25日(火)以降、開設予定です。
詳細はホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

【開設時間】 8:30～17:15(土日・祝日除く)

宇美町給付金コールセンター ☎933-5231

☎ 福祉課 福祉・手当係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



▲
ホームページは
こちら

児 児童手当の申請期限が迫っています!

児童手当法の改正により、令和6年10月分から支給対象が高校生年代までに、多子加算のカウント対象が大学生年代までに拡充されました。改正後の手当を受けるためには、申請が必要な場合があります。改正後の支給が令和6年12月から始まっていますので、申請がお済みでない人は、至急提出をお願いします。

▶申請が必要な世帯

- ① 高校生年代のみのお子さんがある世帯
(※フローチャート「D」に該当)
- ② 所得上限超過により、児童手当・特例給付を受給していない世帯
(※フローチャート「D」に該当)
- ③ 大学生年代のお子さんがいて、高校生年代のお子さんとあわせて3人以上いる世帯
(※フローチャート「C」または「D」に該当)

※フローチャートや改正内容などの詳細はホームページからご確認ください。

宇美町に住民登録がある18歳以下のお子さんがある世帯には、令和6年8月下旬にお知らせを送付しています。

〈提出最終締め切り〉 3月31日(月)(必着)

④ 締め切りを過ぎて申請した場合、申請の翌月分から支給対象となり、令和6年10月分からさかのぼって支給することはできませんのでご注意ください。

▶提出先

宇美町役場 福祉課 福祉・手当係

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

☎ 福祉課 福祉・手当係 ☎934-2278 FAX933-7512(代)



▲
ホームページは
こちら

ご 4月1日(火)から みの収集日が、追加・一部変更になります!

収集日が追加されるごみ区分 ※1

「空き缶・空きびん」と「ペットボトル」の収集回数を月1回から**月2回**に変更します。

収集日が変更となる自治会 ※2

鎌倉自治会・・・**全てのごみの収集日**が変更

原田上自治会・・・**「古紙・古布類」のみ**の変更

※詳しくは、3月配布のごみ収集日一覧表、ごみ出しカレンダーまたはホームページをご覧ください。

変更後

今回の変更は、4月1日(火)からとなります。

内容をご確認の上、お間違いのないようにお願いします。

業者	古紙・古布類	※2 自治会	業者	もえる ごみ	容器包装 プラ	※1 空き缶・ 空きびん	ペット ボトル	金属類	陶器・ ガラス等
山喜	毎週 月曜日	黒穂・柳原 桜原・福博中央 上の原・障子岳 三原・神山手	大場清掃	毎週 日・水 曜日	毎月 2・4回目的 月曜日	毎月 1・3回目的 木曜日	毎月 2・4回目的 木曜日	毎月 1回目的 月曜日	毎月 3回目的 月曜日
		とびたけ1 とびたけ2 とびたけ3		毎週 月・木 曜日	毎月 2・4回目的 火曜日	毎月 1・3回目的 火曜日	毎月 2・4回目的 金曜日	毎月 1回目的 金曜日	毎月 3回目的 金曜日
	毎週 火曜日	宇美東・福博鎌倉 鎌倉・林崎・浦田 山ノ内		毎週 火・金 曜日	毎月 2・4回目的 日曜日	毎月 1・3回目的 日曜日	毎月 2・4回目的 水曜日	毎月 1回目的 水曜日	毎月 3回目的 水曜日
		炭焼3・原田下 原田中央・四王寺坂1 四王寺坂2 四王寺坂3・原田上		毎週 日・水 曜日	毎月 2・4回目的 月曜日	毎月 1・3回目的 木曜日	毎月 2・4回目的 木曜日	毎月 1回目的 月曜日	毎月 3回目的 月曜日
	毎週 木曜日	辻荒木・井野・平成 ひばりが丘1 ひばりが丘2 ひばりが丘3		毎週 月・木 曜日	毎月 2・4回目的 火曜日	毎月 1・3回目的 火曜日	毎月 2・4回目的 金曜日	毎月 1回目的 金曜日	毎月 3回目的 金曜日
		上宇美2 上宇美本通り 上河原・馬場・下宇美	三上清掃	毎週 火・金 曜日	毎月 2・4回目的 日曜日	毎月 1・3回目的 日曜日	毎月 2・4回目的 水曜日	毎月 1回目的 水曜日	毎月 3回目的 水曜日
山喜	毎週 金曜日	早見 上宇美1 大名坂		毎週 日・水 曜日	毎月 2・4回目的 月曜日	毎月 1・3回目的 木曜日	毎月 2・4回目的 木曜日	毎月 1回目的 月曜日	毎月 3回目的 月曜日
		新成・明治町・仲山 四王寺・炭焼1 炭焼2・炭焼4 大谷・末広・貴船		毎週 火・金 曜日	毎月 2・4回目的 日曜日	毎月 1・3回目的 日曜日	毎月 2・4回目的 水曜日	毎月 1回目的 水曜日	毎月 3回目的 水曜日

☎ 環境課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)